

様式第1号の2（第6条関係）

令和 年 月 日

三沢市長 殿

令和8年度三沢市地方就職学生支援金交付申請書（移転費）

令和8年度三沢市地方就職学生支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒		
メール アドレス		電話 番号	— —
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	令和 年 月 日	

3 移転内容及び費用

実施日	移住元市区町村名 (〇〇県□□市)	移住先住所 (三沢市〇〇町)	金額 (円)

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（三沢市）に元からある（移動させていない）	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）	

5 各種確認事項（該当する項目に○を付けてください）※

別紙「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する B. 誓約しない
下記6「あおり移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、三沢市に居住する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
就業開始日から1年以上継続して就業する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者は、申請者の3親等以内の親族であるか	A. 該当しない B. 該当する
三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第1号に規定する暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者か	A. 該当しない B. 該当する

※ 各種確認事項のBに○をつけた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

6 あおり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び三沢市は、あおり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び三沢市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び三沢市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 1 号 別紙

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 学生支援金の交付要件及び居住状況等を確認するため、三沢市が住民基本台帳等の公簿等を閲覧することに同意します。
- 2 あおもり移住支援事業（地方就職学生支援金）に関する報告及び立入調査について、青森県及び三沢市から求められた場合には、それに応じます。
- 3 以下の場合には、令和 8 年度三沢市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の全額を返還します。（(3)(4)は、在学中に交通費を申請した者について適用する。）
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 居住の実態がないことが判明した場合
 - (3) 申請日から 1 年以内に学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (4) 申請日から 1 年以内に三沢市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に三沢市に住民票がある場合を除く。
 - (5) 就業開始日から 1 年以内に学生支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から 3 か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。
 - (6) 申請日から 1 年以内に市外に転出した場合。ただし、在学中に交通費を申請した者にあつては、三沢市への転入日から 1 年以内に市外に転出した場合とし、当該者が住民票を移さず転出していた者であるときは、第 5 条第 2 号を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 1 年以内に市外に転出した場合とする。
- 4 3 に該当しないことを証明するため、学生支援金の交付を受けた年度の次の年度から市長が必要と認める年度まで、毎年度 3 月 31 日における就業等の状況について、原則として、その翌年度の 5 月 31 日までに以下の書類の提出により市長に対して報告します。

また、3 に該当することとなった場合は、市長に速やかに報告します。

 - (1) 就業証明書（様式第 2 号を準用）
 - (2) 現住所がわかる書類（住民票など）